

駐車場で工事等を行う場合の二酸化炭素消火設備の取り扱い ～横浜市消防局からのお願い～

工事等の際に、何らかの理由で不活性ガス消火設備の消火剤（二酸化炭素）が放出され、死傷する事故が多く発生しています。

このような事故を起こさないために、工事事業者等と建物関係者は、事前に消防用設備等の設置状況や注意事項を十分に共有するとともに、次の点についても注意してください。

駐車場の工事を行う場合には

○間違えて作動しない・放出させないように、設備に詳しい方（消防設備士等）を立ち合わせ、安全管理体制を確保してください。

設備に詳しい方はこちらです！

- ・消防設備士（第3類）
- ・消防設備点検資格者（第1種）



○駐車場内部で工事等を行う際は、事前にボンベ庫内の「点検用閉止弁」を閉止してください。

（建物によっては閉止弁がないこともあります）

点検用閉止弁の開放時の例

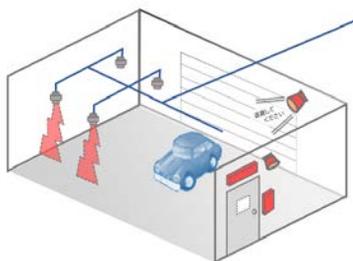


通常時は「開放」ですが
工事時は「閉止」にしてください。



工事後は再び「開放」にしてください。

○工事を行う場合は、駐車場の利用者などにも必ず知らせてください！



もし、避難のアナウンスが聞こえたら最短20秒後に消火剤が放出されるため、すぐに安全な場所（防護区画の外）に避難してください！

ご不明な点やご相談は、
最寄りの消防署総務・予防課までお問い合わせください。

横浜市の消防署は
コチラです。

